平成 28 年 11 月 2 日受理した、江府町大字俣野 1,134 番地、竹茂幹根 江府町大字武庫 729 番地、加藤周二を請求代表者とする江府町事務監査請求に ついて、地方自治法第 75 条第 3 項の規定により監査を実施したので、地方自治 法施行令第 99 条において準用する同令第 98 条 2 項の規定により、その結果を 告示する。

平成 29 年 3 月 17 日

江府町代表監査委員
 砂原和省
江府町監査委員
 長岡邦一

記

- 1. 事務監査の請求の受理
 - 1)事務監査請求代表者 江府町大字俣野 1134 番地、 竹茂幹根 江府町大字武庫 729 番地、 加藤周二
 - 2) 事務監査請求書の受理並びに受理の通知、告示及び公表本件事務監査請求(以下、「本件請求」)は、地方自治法第75条第1項の規定及び地方自治法施行令第99条において準用する同令第96条第1項に規定する署名数が法定数に達しており、かつ地方自治法施行規則第10条に規定する様式を備えていると認めたので、平成28年11月2日にこれを受理し、同日受理した旨の通知並びに請求の要旨等の告示及び公表を行った。
 - 3) 本件請求に係る経過
 - (1) 事務監査請求代表者証明書交付申請書の提出 平成 28 年 9 月 8 日
 - (2) 事務監査請求代表者証明書の交付及び告示 平成 28 年 9 月 13 日

(3) 事務監査請求者署名簿署名証明申請書を江府町選挙管理委員会へ提出 平成 28 年 10 月 11 日

(4) 事務監査請求者署名簿の審査終了 平成28年10月18日

(5) 事務監査請求者署名簿の縦覧平成28年10月19日~10月25日

(6) 事務監査請求者署名簿の署名に関する異議の申出がない旨及び 有効署名総数の告示

平成 28 年 10 月 26 日

署名総数 81人

有効署名総数 76人

無効署名総数 5人

有権者総数の50分の1 57人

(9月2日定時登録 2,807人÷50=56.14人≒57人)

(7) 事務監査請求書の提出平成 28 年 10 月 31 日

- (8) 事務監査請求書の受理及び告示 平成 28 年 11 月 2 日
- (9) 監査結果報告書を請求代表者に送付 平成 29 年 3 月 17 日
- 4)請求の要旨

本請求の要旨については以下のとおりである。

- (1) 江府町は平成 27 年 3 月、大河原奥地三ノ沢流域の株式会社大建工業所 有の林地を固定資産税評価額 (5 円×2.5≒13 円/㎡) として 817 万/70 町の買収契約により町有林とした。
- (2) 江府町は平成 27 年 9 月同流域の株式会社「さかや」所有の林地を公共 価格を基準(国の砂防ダムによる林地の公共買収価格 310 円/㎡、県の 土木が道路拡張のための買収の公共価格 350 円/㎡) として 130 円/㎡、

817万/7町で大建工業の10倍の契約をして町有林地とした。

- (3) 林地の市場取引価格は林地を求める林業家は多くはなく林地の売買はここ数十年はなく市場価格は限りなく安い。
- (4) 町が町有林地として買収する理由説明は
 - ①町がこの広大な土地を購入しない場合は土地を分散して所有される可能性がある。
 - ②転売等により外資系の資本がはいり、乱開発される恐れがある。
 - ③町が大建とさかやの林地を一体的に管理し大河原地内の乱開発の抑制 や森林の保全と共に水源涵養や環境の保全をするため町有林として保 全する。
 - ④さかやとの契約において公共価格の約1/3は適正な価格である。

第2 監査の実施

1 関係人調査

監査請求要旨の説明及び確認事項について、関係人の調査を実施した。

- (1) 関係人 請求代表者 2 名
- (2) 関係人調査日 平成 28 年 11 月 24 日
- 2 関係部局の調査
 - (1) 監査の対象部局及び調査対象者 総務課管財係1名平成28年11月28日
 - (2) 監査の期間平成 28 年 11 月 2 日 ~ 平成 29 年 3 月 16 日

第3 監査の結果

1 監查対象事項

請求の内容、事実証明書及び関係人調査の内容から、本件事務監査請求 の対象は以下のとおりである。

請求の要旨(1)~(4)に示された、大河原地区山林の購入と売買価格 130

円/㎡の適法性及び妥当性

2 事実関係の確認

請求の要旨(1)~(4) に関する監査を実施した結果、以下のことが明らかとなった。

隣接する国土交通省建設の三の沢砂防堰堤の用地買収で平成 22 年に (株) さかや並びに大建工業(株) 所有の山林を 310 円/㎡で買収。平成 27年11月三の沢砂防堰堤竣工。

平成 27 年 3 月大建工業 (株) との契約は平成 26 年 11 月大建工業 (株) から売買の申し入れがあり、買収地が 632,669. 91 ㎡ (公簿) 実測約 100ha の広大な土地であり、町がこの土地を購入しない場合は、土地を分散して所有されることが予想され、また転売等により外資系の資本が入る可能性があることから、大建工業 (株) は全国にある不良不動産をまとめて平成 27 年 3 月末までに処分したいのが第一要望であったがため、固定資産評価額 (5 円×2.5 $\stackrel{1}{=}$ 13 円/㎡) として 8,171,974 円で契約出来ることとなった。

江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第3条(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)により平成27年3 月6日江府町議会3月定例会において議決承認されている。

また、(株)さかやとの契約は平成 27 年 9 月 25 日に江府町議会 9 月定例 会において議案 129 号のより 62,860 ㎡ (公募地籍) 購入金額 8,171,800 円 (130 円×62,860 ㎡) で大建工業 (株) の隣接地で町は一体的に管理し、大河原地区の乱開発の抑制や森林保全と共に、水源涵養や環境保全を目的にあげて説明している。

同日、議決承認されており手続きに問題ないと判断する。

第4 結論

其々の契約の相手があり、交渉の内容までは計り知れないが、(株)さかやとの契約は売買価格として不当に高いとまでは言えない。

町は、今後住民に対し理解が得られるよう丁寧な説明を心がけて事務の執 行に当たるとともに、積極的に情報提供をするよう要望する。